

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、多度津町行財政改革特別委員会委員長報告は了承することに決定いたしました。

続きまして、平成27年度各会計決算、ならびに基金運用状況審査意見報告を求めます。

竹森代表監査委員。

代表監査委員（竹森 久喜）

おはようございます。

それでは、平成27年度の決算審査意見ならびに基金運用状況の審査意見書を先般提出いたしましたので、その概要をご報告いたします。

お手元の議案書に報告書の写しを添付しておりますので、それに従ってご説明申し上げたいと思います。

なお、この中から抜粋して報告いたしますので、ご了承いただきたいと思います。

まず1ページでございますが、「平成27年度多度津町各会計決算及び各基金の運用状況の審査意見について」ということで、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成27年度多度津町一般会計、特別会計国民健康保険、同じく国民健康保険直営診療所、同じく公共下水道、同じく介護保険、同じく後期高齢者医療及び水道事業会計、以上の各会計歳入歳出決算及び証書類、その他政令で定める書類並びに地方自治法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況を示す書類について審査を行った結果、次のとおりその意見書を提出いたします。

次に2ページ。審査の対象でございますが、今申し上げたのと同じでございます。平成27年度の一般会計、特別会計5会計及び水道事業会計、そして各基金運用状況を示す書類、以上が審査の対象であります。

審査の期間であります。平成28年7月13日から平成28年7月25日まで、門監査委員と私竹森の両名で各課別に平均約2時間程度の時間をかけて実施いたしました。

審査の方法は省略させていただきます。

審査の結果であります。審査に付された一般会計、特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算説明明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りのないものと認められました。

続きまして、各一般会計及び特別会計の予算額並びに決算額であります。3ページに記載しておりますので、お目通しいただけたらと思います。

続きまして、4ページの決算の概要を報告いたします。

まず、平成27年度一般会計であります。最終予算額は94億2,500万円と平成26年度か

らの繰越明許費3億7,367万2,000円の合計予算額は、97億9,867万2,000円となっております。

歳入決算額は、97億11万8,000円、歳出決算額は、90億3,118万1,000円で形式収支は6億6,893万7,000円となり、翌年度へ繰り越すべき額7,079万8,000円を差し引いた実質収支額は、5億9,813万9,000円となっております。

この実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた平成27年度の単年度収支は、8,217万4,000円の黒字となり、さらに、財政調整基金への積立及び取り崩しなどを加減した実質単年度収支額は、3億6,712万3,000円の赤字となっております。

続きまして特別会計は、最終の差し引きの実質収支のみ申し上げます。

いずれも黒字でございます。

国民健康保険であります。差し引き実質収支2億1,225万6,000円の黒字決算であります。

続きまして、国民健康保険直営診療所であります。差し引き269万2,000円の黒字決算であります。

続きまして、公共下水道ですが、差し引き2,973万6,000円の黒字決算であります。

同じく、介護保険事業であります。最終差し引きは9,157万2,000円の黒字決算であります。

同じく、後期高齢者医療、差し引き最終実質収支は703万4,000円の黒字決算であります。

続きまして、水道事業会計でございますが、5ページに記載しております。

これも決算の最終数字だけ申し上げます。

まず、(1) 収益的収入及び支出（消費税を含む）であります。水道事業収益は、(B) 執行済額、これが決算数字であります。7億6,633万5,000円。

水道事業の費用であります。7億460万9,000円となっております。

差し引き6,100万円余りの黒字であります。

以上は消費税込みの数字であります。

続きまして、(2) 資本的収入、主として借入金等でございます。3億2,073万3,000円あります。

資本的支出ですが、これは、配水設備とか、水道管の設備類及び企業債の償還金などあります。

金額は5億4,983万3,000円あります。

続きまして、5ページ下から7行目になりますが、平成27年度の水道事業の損益計算の概要は、当年度営業利益1,318万2,000円、経常利益4,185万4,000円で、特別損失を差し引き、当年度未処分利益剰余金6億1,193万9,000円となっております。

以上が水道事業会計であります。

続きまして、6ページに今回の決算審査の過程におきまして、私ども監査委員から各課

に対して申し上げた意見とか、指摘事項について列挙しておりますので、順次読み上げさせていただきます。

なお、重大な指摘事項はございません。

まず、平成27年度の会計決算全般でございます。

一般会計決算について、実質収支額が約6億円の決算となっており、ある程度の金額が将来を見据えて財政調整基金に積み立てることができることは好ましいこととあります。

一方、中学校や消防等の大型建設事業に伴い、当町の財政状況は公債費残高の大幅増加等により、厳しいものとなっております。

今後は、法人税率の引き下げや固定資産税の評価替えの影響も受け、町税収入の減少が想定されるところでございます。

また、臨時財政対策債を含む地方交付税等の動向についても、先行きの不透明さが伺われることから、引き続き、一層の歳出削減に取り組み、健全な財政運営に努めることが求められます。

続きまして、総務課であります。

公有財産管理台帳の有効活用を図り、町有地等の管理、貸付及び売却などの処分や効率的利用が積極的に行えるよう努められたい。

また、防災行政無線システムが整備されたことに伴い、町民の安心・安全の面から積極的な運用に努められたい。

次に、政策企画課です。

老朽危険空き家除去支援事業については、予算の制約もあるでしょうが、補助金の助成制度を従来以上にPRするなどして、空き家対策事業を積極的に推進されたい。

次に、ふるさと納税については、地元農産品等の謝礼品開拓を積極的に行うと共に、全国に向け「多度津町のPR」が発出できるよう努められたい。

次に、産業課です。

農業用再生水管理事業については、維持管理設備業者が少ないことから、物品調達に当たっては十分に留意されたい。

次に、鳥獣被害防止対策の推進に当たって、幼稚園・保育園児、小中学校生への被害防止対策を従来以上に推進していただきたい。

なお、教育課など関係機関とも十分連携を図られたい。

次に、国全体の中小企業者への融資制度の状況などから、香川県信用保証協会への預託金の減額については、引き続き検討されたい。

次に、福祉保健課です。

放課後児童クラブの利用拡大に取り組み、その成果は大いに称賛される所です。

今後は、利用する親の教育も含め十分な検討をされたい。

次に、介護保険の介護・予防サービス等の運用に当たっては、従事する者側の精神的、

肉体的負担が過剰とならないよう十分に配慮されたい。

次に、教育課です。

合同給食センター設置までの間、従来以上に老朽化設備の保守、点検に努め、食の安心・安全な提供に努められたい。

第二種奨学金の貸付に当たっては、返済条件の緩和、見直し等が出来る余地があるのか、また、将来多度津に帰ってきた場合に返済が容易にできる道筋は無いかなど検討されたい。

次に、英語教育の低年齢化に伴い、人材確保がより困難となる教師の早期確保や外部講師の早めの手当てなど子供教育への積極的な取り組みを検討されたい。

次に、税務課です。

国民健康保険税の徴収率向上に関係各課一丸となって努めていただきたい。租税債権管理機構への移管に当たっては、より効率的・効果的に努められたい。

また、国民健康保険税の徴収率が県下各市町の最下位という現状を打破するための方策を関係各課一丸となって講じられたい。

次に、住民課です。

町営住宅使用料滞納の徴収に当たっては、マンネリ化とならないよう、引き続き効果的な徴収に努められたい。

また、顧問弁護士に十分意見を聴くなどして、法的手段の効果的な活用も考慮されたい。

医療費の削減のため、ジェネリック医薬品の使用促進策を、従来以上に積極的に進められたい。

次に、住民票及び税務証明等の戸籍住民基本台帳費手数料について、今後、現金監査対象とするので、従来以上の管理に取り組まれたい。

次に、町長公室です。

ベテランの職員が多数退職し、若い職員が増加している中で、事務効率面からIT化にも取り組まれています。各課の事務量を見直し事務遂行上の適正職員の配置・臨時職員の活用などについて検討されたい。

また、職員採用に当たって、障害者採用や消防職の女性職員採用について、従来以上に積極的に取り組んでいただきたい。

町内自治会の加入促進を従来同様に積極的に進められたい。

次に、出納室です。

町有物品の管理について、各課での保管状況を確認し整備・管理に努められたい。

銀行窓口業務の自由化に伴い、出納室窓口業務の縮小が可能か検討いただきたい。

次に、議会事務局です。

事務量の縮減が図られるよう、IT化を積極的に取り組まれたい。

次に、建設課です。

追加工事による契約変更が常態化しないように留意されたい。

地籍調査については、住民のメリットを十分周知しながら、より積極的に推進されたい。

また、従事する職員の育成にも努められたい。次に、道路台帳電子化については、各課がその利便性を理解できるよう周知するとともに、有効活用を図られたい。

次に、消防本部です。

救急出動のうち約半数が軽症となっており、安易な出動要請が削減できるような広報活動に、より一層取り組まれたい。

消防職員の採用に当たっては、女子職員の採用にも尽力いただき、救急救命事務に特化できないか検討されたい。

次に、環境課です。

ごみの減量化推進のため、生ごみ処理容器の普及に従来以上に取り組まれたい。

塵芥業務の民間委託に当たっては、民間事業者の処理業務の指導はもとより、交通ルール等の遵守などを十分指導されたい。

次に、上下水道課です。

水道料金の滞納整理について、関係各課で連携し従来以上の積極的な取り組みを図られたい。

また、下水道使用未収金の不納欠損処分については、関係法令を順守のうえ、引き続き処理を行っていただきたい。

上下水道工事等において、契約内容等を十分精査し追加工事による契約変更が常態化しないよう取り組まれたい。

以上で監査意見報告を終わります。

ご清聴ありがとうございました。